

東広島市教育委員会定例会（令和3年1月）議事録

- 1 日 時 令和3年1月28日（木）午後3時0分～午後4時41分
- 2 出席者
 - (1)教育長 津森教育長
 - (2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、京極委員、島本委員、西村委員
 - (3)事務局 **【学校教育部】**
國廣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、小川学校教育部次長兼指導課長、田中教育調整監、鳴川学校教育部次長兼東広島北部学校給食センター所長、神笠学事課長、小島青少年育成課長、田坂教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長、村上教育総務課主査
【生涯学習部】
大島生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、石井文化課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長
 - (4)書記 奥田主査
- 3 場 所 北館201会議室
- 4 議 題
 - (1) 報告事項
 - 報告第1号 令和2年度東広島アザレア賞の表彰について
 - 報告第2号 東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査の結果について
 - 報告第3号 日本の20世紀遺産20選活用に関する講演会の開催について
 - 報告第4号 第33回東広島市美術展の開催について
 - 報告第5号 特別展「眼でふれる-5つのまなざし」の開催について
 - 報告第6号 東広島市立小中学校の学校関係者の新型コロナウイルス感染症の発生について **【非公開】**
 - (2) 議案事項
 - 議案第1号 令和3年第1回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について **【非公開】**
 - 議案第2号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について
 - 議案第3号 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について
 - (3) その他
 - ア 令和2年度第2回安芸津歴史民俗資料館ミニ企画展「安芸津と北前船」の開催について
 - イ 次回教育委員会定例会の日程について

開会 午後3時0分

- 津森教育長：それでは、定足数に達しておりますので、令和3年1月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、京極委員と島本委員でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、報告第6号は、個人情報が含まれる案件のため、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第8号に該当するため、また、議案第1号は、議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合の意見の申出に関する事として、東広島市教育委員会会議規則第18条第1項第3号に該当するため、それぞれ非公開として審議したいと思っております。

委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、報告第6号及び議案第1号は非公開として審議することに決定いたします。

本日の傍聴希望はありますか。

- 直井学校教育部長兼教育総務課長：ございません。
- 津森教育長：分かりました。早速報告事項から参りたいと思っております。

報告第1号 令和2年度東広島アザレア賞の表彰について

- 津森教育長：報告第1号令和2年度東広島アザレア賞の表彰について、説明をお願いします。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：資料1ページをお願いいたします。

報告第1号令和2年度東広島アザレア賞の表彰についてご説明申し上げます。

1の表彰の目的でございますが、本市の教育、文化及びスポーツの分野において、他の模範として推奨できる成果または業績を収められた方を表彰し、その栄誉を称えることによりまして本市の教育、文化及びスポーツが一層発展することを願ひまして平成5年に制定し、実施しているものでございます。

2、今回の表彰対象期間は令和2年中に開催された大会等としており、表彰対象につきましては、3に記載しております表彰基準によりまして、4に記載のとおり、団体1件、個人14件の計15件の受賞者を決定いたしました。受賞者の詳細につきましては、資料の2ページにございますので、ご覧になっていただければと思います。

なお、昨年度の受賞者は、団体6件、個人16件の計22件でございました。

5の表彰式でございますが、来月2月11日木曜日、祝日でございますが、午前10時から東広島市民文化センターアザレアホールにおいて執り行うこととしております。委員の皆様には、早々にご出席の連絡をいただきましてありがとうございます。ご多用のところとは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

報告第1号令和2年度東広島アザレア賞の表彰についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 津森教育長：ありがとうございました。
ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いをいたします。
よろしいでしょうか。

報告第2号 東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査の結果について

- 津森教育長：それでは、報告第2号東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査の結果について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：それでは、報告第2号東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査についてご説明いたします。

資料3ページをご覧ください。

まず、その調査の目的でございますが、この調査は、西条酒蔵地区の伝統的建造物群について、その保存状況に関する基礎的な資料収集及び現状把握と今後の保存に向けて課題抽出のために行ったものでございます。

2の調査概要に示しておりますとおり、調査期間は平成30年度から本年度、調査範囲につきましては、こちらの図の赤で示しております32ヘクタールでございます。3の調査につきましては、広島大学に委託し、調査項目については4に書いてある項目について調査をしております、その成果が本日お配りしている報告書となって出来上がったところでございます。

続きまして、3の調査結果の概要でございますが、これにつきましては、4ページ、5ページの別紙資料及び、最初に書き込ませていただいておりますが、補足資料という1枚の写真の入った資料をご覧ください。

調査の結果といたしましては、1の西条酒蔵地区の町並みの特徴として3点を挙げております。(1)町家と酒蔵が混在しており、それぞれの建物に西条特有の特徴が見られること。例えば、その酒蔵であります、補足資料の写真の上にありますように、母屋から延びる庇の部分、これを下屋と呼びますけれども、その部分も土壁で囲んでいること。それから、補足写真の左下のよう、格子窓に重厚な漆喰塗りの扉をつけること。写真の格子の部分の奥側も白い壁のようなものがちらっと見えるかと思っておりますけれども、それが裏側にある重厚な漆喰塗りの扉が後ろについているということでございます。それから、町家であれば、母屋の背後に台所となる角屋を附属させていることなどです。(2)補足資料にも写真がございますが、この西条の景観を特徴づけるレンガ煙突についてですが、古い角型のものが多いこと、丸いものはレンガ造りでも1点しかございません。それから、(3)祭礼や伝統産業に地域特有のものが見られる点などが挙げられています。

続きまして、2、西条酒蔵地区の町並みの評価でございますが、酒蔵通り地区は江戸時代の宿場町から近代の醸造町へと発展した町であり、建物とともに地割りからもその様子が見てとれることや、明治から昭和初期の町家や酒蔵の建造物が駅の東側にまとまって残っているということが高く評価されております。

また、5ページの上、3でございます。調査で抽出された課題についてござい

ますが、(1)で景観整備の課題、(2)地域社会の現状及び防災計画にかかわる課題、(3)アンケート調査結果に見る課題などが挙げられております。

続いて4、町並みの保存に向けてでございますけれども、(1)保存を検討する範囲計画の策定、(2)保存計画の策定、(3)より広い広域の歴史的風致の保全などが求められております。

3ページに戻っていただきまして、これらの調査を受けましての今後の予定でございますけれども、この調査報告書を受けまして、2月2日にこの調査成果を基とした保存対策審議委員会のほうで今後の在り方について答申を受けることになっております。それを受けまして、西条酒蔵地区の伝統的建造物群をどのような手法で残していくのか、どのような施策が取れるのかにつきましては、関係部局との協議を進めさせていただきまして、できるだけ早い時期に方向性について皆様の前にお示ししたいと考えております。

なお、今回の報告書は分厚いものを作りましたが、このままでは市民の方にお示しすることがちょっと難しいので、今年度中にはこのダイジェスト版を作る予定でございます。

伝統的建造物群保存対策調査の報告については以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

この件につきまして、何かご意見等ありますでしょうか。

○ 島本委員：今回は保存調査の対象が西条酒蔵地区ですが、ほかにも過去に東広島市内でこういう調査をしたというのはあるのですか。

○ 石井文化課長：過去には、直接この保存対策調査というわけではありませんが、町並み調査のような形で、高屋町の白市についても調査をされているということがあります。

○ 島本委員：これが世界遺産につながっていくとか、何か見通しはありますか。

○ 石井文化課長：希望的観測も含まれますけれども、まず文化財保護法に規定されている伝統的建造物群に指定して保存を図っていきたいと考えております。

○ 島本委員：いいものは、できたら世界に示されたらいいなと思います。ありがとうございます。

○ 津森教育長：ほかにはありますか。

○ 京極委員：すごい調査で感心しております。具体的に今後こうするというのはまだ出てないんですか。ここの中にはあまり見えないです。課題までは書いてありますが、その課題を受けて今後どうするのかということ、それから、どんどん町も広がっていくので、早めの対策を取っていかないと、景観が悪くなったりというようなことも、そういうのも少し検討する必要があるのではと思います。

○ 石井文化課長：今後のことでございますけれども、教育委員会だけではなく市全体として伝統的建造物群を保存地区に指定するためには、都市計画のほうに影響してまいります。ですので、都市部局と、また観光振興ということもありますので、観光部局との協議を重ねまして今後の方針の部分、なくなっては意味がありませんの

で、手を打ちたいと考えております。

- 京極委員：ありがとうございました。
- 渡部教育長職務代理者：大変精力的に素晴らしい資料を作っていただきました。実はこの20世紀遺産が発表された時に、私ども広大マスターズでシンポジウムをやりました。このときに話が出たのは、教育委員会と部局が違うかもしれませんが、いわゆる景観条例というものができないかという話がありました。そのシンポジウムでは、呉市の担当課長の話聞きまして、呉市では既に景観条例を作っていて、それで観光資源に活用をしたいというお話しをされておりました。保存する話は保存するでいいんですけども、その後ろに立派なビルや高層マンションが建ってしまうと、写真にどうしても入ってしまうという問題が出てきたんですね。今度シンポジウムをされるということで、何かそういう話も出るかなとは思いますが、そういう方向については、何か計画のようなものはあるんでしょうか。
- 石井文化課長：こちらの景観条例の関係のことも都市部と相談しながら、そういう声も実際上がっておりますので、しっかり協議した上でまたお示ししたいと思っております。
- 津森教育長：今後、関係部局と協議する場があると思いますので、そういうときに教育委員会委員の意見もご紹介できたらと思います。私の理解では、伝統的建造物群の指定というのは市の判断でできるんですよ。重要がつくと国の認可が要るということですよ。
- 石井文化課長：さようございます。
- 津森教育長：ほかにはよろしいですか。

報告第3号 日本の20世紀遺産20選活用に関する講演会の開催について

- 津森教育長：報告第3号日本の20世紀遺産20選活用に関する講演会の開催について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：それでは、報告第3号日本の20世紀遺産20選活用に関する講演会の開催についてでございます。

資料は、6ページ、7ページでございます。

西条酒蔵地区の酒造施設群につきましては、平成29年12月8日に日本の20世紀遺産20選に選定されたところでございます。ただ、そのときシンポジウム等、先ほどもありましたように広大マスターズにご協力いただいたりなどしたわけですが、意外と地元に住んでいる方はその重要性というもの、まだ十分に価値を知られているとは言えない状況でございます。幸い今回の町並み調査におきまして、酒蔵地区の持つ文化財的な価値が明らかとなりましたので、その調査成果の報告を兼ねまして、「酒蔵通りのこれまでとこれから」と題しまして20世紀遺産活用のためのシンポジウムを開催することといたしました。

内容としましては、文化庁の調査官、伝統的建造物群の担当の方でございますが、この方に基調講演をしていただき、それからこの半年間この調査等に関わって

いただいた先生方に成果の報告をいただいたり、地元の建築士会の会員の方にも参加いただいてパネルディスカッションを予定しております。一部遠隔の方がございますが、その方はリモートでの参加という形にさせていただいております。

2月8日の13時15分、月曜でございますけれど、くらの小ホールで開催する予定としております。

講演会についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：2月8日の関連したシンポジウムの計画でございますが、1時15分から4時まで3時間を超える長丁場ですけれども、私は人が集まるかなと少し心配をしております。参加状況はどんな感じでしょうか。
- 石井文化課長：広報をあまり十分に行っておりませんが、広報紙にも既に出ておりました、それを見られた方々から申し込みがありました。ほかには、関連するような大学でありますとか商工会議所、観光協会などいろんなところに今周知をかけているところがございます、今から応募はあると信じております。
- 津森教育長：今後のことを考えると、そういう組織や団体のところへ積極的に声をかけることが必要かなという感じがします。
そのほかに何かないですか。
- 京極委員：リモートで発信されるというのはいないんですか。
興味のある方は、遠くの方でも聞きたいと思われる方が結構いらっしゃるんじゃないかと思います。そのほうが発信力があるので、そういうのも今後考えられたほうがいいのかと思いました。
- 石井文化課長：リモートでライブ配信は、今回はしないんですけれど、全てを編集した形でYouTubeに上げればと考えております。
- 京極委員：分かりました。ありがとうございます。
- 津森教育長：それはいいですね。ぜひお願いします。
そのほかにありますか。

前の調査報告書ですけど、少し前に、ある市議員がとってもいいと、面白いと、全部読んだとおっしゃってました。ただ、分からない用語がある、検索しても分からないと。ダイジェストの本を作るのであれば、そういう専門用語には説明入れてほしいというのがあったので、ちょっとお伝えしておきます。

それでは、次に行ってもよろしいでしょうか。

報告第4号 第33回東広島市美術展の開催について

報告第5号 特別展「眼でふれる－5つのまなざし」の開催について

- 津森教育長：報告第4号第33回東広島市美術展の開催について、及び報告第5号特別展「眼でふれる－5つのまなざし」の開催について、説明をお願いします。
- 石井文化課長：まず報告第4号第33回東広島市美術展の開催についてでございます。
資料は8ページとなります。

1、展覧会の会期は、1月30日の土曜日から2月7日の日曜日まで開催されま

す。

2、会場は、東広島市立美術館でございます。

3、作品種目でございますが、絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザインの6種目を展示いたします。

4の展示作品でございますが、入賞を含む入選作品と無鑑査作家、審査員の招待作品を展示いたします。

5でございますが、今回の出品状況につきましては表にさせていただいております。全体で226点の応募、出品がありまして、そのうち167点が入選しております。各種目に優秀賞、奨励賞が選ばれました。それから、今年度は新美術館の開館を記念いたしまして、優秀賞、奨励賞から漏れた入選作品の中から新美術館の開館記念特別賞というものを新たに、本年度限りにはなりますが、選定しております。

過去の応募状況については、6のところでは表にしてまとめさせていただいております。近年、出品点数の減少傾向が続いていったところでございますが、今回は各種目とも出品数が増加いたしまして、昨年度に比べまして34%の増加となっております。市民の皆さんの新美術館への関心の高まりから出品点数が増えたものと考えております。

7では、今回の優秀作品、優秀賞の受賞作品の一覧を記載させていただいております。

教育委員の皆様方には本展の開催についてのご案内をさせていただいております。会期中にぜひご覧いただきますようお願いいたします。

市美展の開催については以上でございます。

続きまして、報告の5、チラシが入っておりますけれども、特別展「眼でふれるー5つのまなざし」の開催についてご報告いたします。

資料は、10ページとなります。

本展は、2月16日から3月28日までの間、特別展として開催するものでございます。本展では、独自のイメージを追求した東広島市ゆかりの作家を中心とした5人の方に焦点を当てまして、86点の作品を展示する予定としております。また、会期中には関連イベントとして、出品作家によるトークイベントなども開催する予定としております。

こちらにつきましても既にご案内を差し上げているかと思っておりますけれども、委員の皆様方には会期中にぜひご覧いただきますようお願い申し上げます。

美術館の特別展についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：これは1月、今週の土曜日から2月7日までが市美展、2月16日から年度末までこの企画展で「5つのまなざし」ということの報告がございました。

ただいまの報告につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

- 島本委員：過去の応募状況の人数が書いてあるのですが、年齢などを含めて、最近こういう層からの応募が増えたとか傾向的なものはありますか。
- 石井文化課長：若年層からの応募というのは、高校生ぐらひはかなり少なかったんで

すけれども、今年に限っては高校生からの作品とか中学生についてもありました。

- 島本委員：中学校の美術部とか、すごく頑張っていますよね。新しい美術館のビジョンである子供たちの芸術性や創造性を育むことから美術館に絵が飾られたというのはすごい自信になると思うので、中学校・高校への啓発をぜひお願いします。
- 津森教育長：ありがとうございました。
ほかにはよろしいでしょうか。
- 石井文化課長：観覧料のお示しを忘れておりました。一般300円、大学生が200円、高校生以下が無料という料金体系となっております。
- 津森教育長：ほかにはよろしいですか。
次に参ります。

報告第6号 東広島市立小中学校の学校関係者の新型コロナウイルス感染症の発生について

【非公開】

議案第1号 令和3年第1回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

【非公開】

議案第2号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部について

- 津森教育長：それでは、議案第2号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：資料の52ページをお願いします。
1の提案理由でございますけれども、東広島市立竹仁小学校及び久芳小学校を廃止し、福富小学校を設置することに伴い、必要な例規の整備を行うものでございます。
具体的には3点ございます。
57ページの新旧対照表をお願いいたします。
まず、1点目、ページの上段になりますけれども、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則に規定する学校事務センターについて、福富中学校に設置されている事務センターの関連校の名称について変更をするもの。次に2点目、ページ下段になりますけれども、東広島市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則に規定する小学校の名称及び通学区域について変更するもの。
続いて、58ページをお願いします。
3点目、東広島市教育委員会公印規則に規定する、ページ上段の校長印及びペー

ジ下段の学校印、それぞれの名称について変更するものでございます。

議案第2号についての説明は以上でございます。

- 津森教育長：ただいまの議案第2号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
福富の校舎の整備はもう終わっていますか。
- 直井学校教育部次長兼教育総務課長：学校の校舎の整備は終わりました、プールの整備はまだちょっと残っています。プールは、もう3月の初めぐらいには完了する予定です。
- 津森教育長：ほかにはありませんか。
なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。
それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第3号 東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について

- 津森教育長：続いて、議案第3号東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。議案の説明をお願いいたします。
- 小島青少年育成課長：議案第3号東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について説明させていただきます。

資料の59ページをご覧ください。

提案理由は、令和3年4月1日から東広島市児童青少年センターの開館時間を変更するとともに、東広島市第2児童青少年センターの開館時間及び休館日を規定するため、東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正を行うものでございます。

改正箇所につきましての説明をさせていただきます。

61ページの新旧対照表をご覧ください。

改正箇所は大きく4点です。1点目は、条文の中の東広島市児童青少年センターの並びに、高屋町に設置しております東広島市第2児童青少年センターの表記を加えました。2点目は、児童青少年センターの開館時間を現行の午前8時30分から午後9時を、午前10時30分から午後8時に改正いたしました。3点目は、開館時間と休館日の臨時の変更を所長が必要と認めるときとしていたものを、教育委員会が必要と認めるときと改正いたしました。4点目は、第2児童青少年センターの開館時間と休館日を規定いたしました。ちなみに児童青少年センターの休館日と第2児童青少年センターの開館時間と休館日は、現行のとおりで変更はございません。

背景といたしましては、児童青少年センターは平成13年の開館から19年たち、開館時間と利用の実態が合うように変更したものでございます。また、開館時間等の臨時の変更につきましては、これまでも所長と青少年育成課が協議し、青少年育成課が決定していたことから、実態に合わせ改正したものでございます。さらに、第2児童青少年センターにつきましては、児童青少年センター開館から12年後の平成25年に開館しましたが、改めて開館時間及び休業日を施行規則内に明記いたしまし

た。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 津森教育長：ただいまの議案第3号東広島市児童青少年センター設置及び管理条例施行規則の一部改正について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

児童青少年センターの開館時間を短縮するということですが、その背景と言いますか、根拠を少し説明していただけますか。

- 小島青少年育成課長：開館時間を遅らせたことに関しては、平日の午前にあまり利用客がないという実態があります。逆に先ほどあった日本語初期指導教室は、この時間帯を利用して行ったりといった形をとろうと思っています。長期休業中につきましても、夏休み等の過ごし方の中で、10時までは家で過ごすとしてあるといった実態に合わせて開館時間を変更したということでございます。

- 津森教育長：分かりました。

ほかにはありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

その他ア 令和2年度第2回安芸津歴史民俗資料館ミニ企画展「安芸津と北前船」の開催について

- 津森教育長：それでは、その他に移りたいと思います。

その他のア令和2年度第2回安芸津歴史民俗資料館ミニ企画展「安芸津と北前船」の開催について、説明をお願いします。

- 石井文化課長：それでは、その他のア、令和2年度第2回安芸津歴史民俗資料館ミニ企画展「安芸津と北前船」の開催についてご案内いたします。

この展覧会は、今年度から開始しました安芸津歴史民俗資料館のミニ企画展の第二弾となるものでございます。江戸時代の遠隔地交易を担った北前船でございますけれども、安芸津の北前船の廻船業者も全国各地に寄港したり、各地にその足跡を残しております。今回は、安芸津の北前船の歴史をパネル等で展示し紹介するものでございます。

会の名称でございますが、「安芸津と北前船」。

会場は、安芸津支所にあります安芸津文化福祉センターの3階の安芸津歴史民俗資料館で、開催しますのは2月27日、28日の土日の2日間で、朝10時から16時半までの開館でございます。

ミニ企画展「安芸津と北前船」の開催については以上でございますが、もう一点、資料はございませんが、昨年、この教育委員会にて報告させていただいた文化財防火デー防火訓練につきまして、この1月24日に実施する予定でございましたけれども、コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、関係者と協議いたしまして中止とさせていただきますことを併せてご報告させていただきます。

報告は以上でございます。

○ 津森教育長：ありがとうございました。

その他イ 次回教育委員会定例会の日程について

○ 津森教育長：それでは、次回の日程について、説明をお願いします。

○ 直井学校教育部長兼教育総務課長：来月2月の教育委員会定例会の日程については、第4木曜日、2月25日の15時からでお願いをしたいと考えております。その翌月の3月につきましては、通常よりも1週早いんですけども、18日の木曜日もしくはその前日、17日の水曜日の、時間を1時間早い14時からでお願いをしたいと考えております、よろしくをお願いします。

○ 津森教育長：まず来月については25日という提案がございましたが、いかがですか。それでは、これで2月は25日で決定いたします。

3月は2案ございまして、17と18、水曜と木曜日というのが出ましたが、こちらの2時からということですが、こちらはいかがですか。

少し調整が必要ですが、一応3月は17日の水曜日14時ということで、これは例年のような表彰式をするということですね。15時から定例会でございまして、よろしくをお願いします。

○ 坂越委員：卒業式の予定が立っていれば教えてください。

○ 神笠学事課長：中学校が3月11日木曜日、小学校が3月21日日曜日です。来賓は呼ばない予定です。

○ 坂越委員：分かりました。

○ 津森教育長：その他事務局あるいは委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これで会議を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。

閉会 午後4時41分